

別記様式第4号（第9条関係）

審査結果報告書

令和8年 6月 29日

長門市議会議長代行 江原健二 様

長門市議会議員政治倫理審査会

会長 田村大治郎

令和8年6月12日付けで請求（諮問）のあった審査の結果を、長門市議会議員政治倫理条例第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 請求（諮問）の内容

審査請求のあった議員の氏名	林 哲也、南野 信郎、岩藤 睦子
違反する政治倫理基準	第3条第1項第1号、第7号
請求（諮問）の内容	<p>1. 林哲也議員及び南野信郎議長について 第三者調査委員会の報告において、両名による市職員に対するパワーハラスメント行為が認定された。この行為は、市民全体の代表者としての品位と名誉を著しく損なうものであり、長門市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第7号の政治倫理基準に違反する。</p> <p>2. 岩藤睦子副議長について 第三者調査委員会の報告において直接の基準抵触の認定はないが、副議長という指導的立場にありながら、被害職員からの事前の救済の訴えを放置した上、同席した面談の場におけるハラスメント行為を黙認したことは重大な職責の欠如であり、市民の厳粛な信託に背くものである。よって、同条例第3条第1項第1号の政治倫理基準に違反する疑いが強い。</p>

2 審査結果（林哲也議員）

<p>審査結果</p>	<p>政治倫理基準第3条第1項第1号、第7号</p> <p>該当 ・ 非該当</p>
<p>該当する事実</p>	<p>令和7年3月21日の議員全員協議会における言動 記者や市民が傍聴する公開の場において、ハラスメント被害を訴えている被害職員の実名を挙げて弁明を行った。 不注意による発言であったものの、結果として傍聴した市民による被害職員への頻繁な面会要求などの二次加害を誘発し、多大な精神的負担を与えた。</p> <p>令和7年4月2日の副市長室における面談時の言動 自身の選挙前という事情から政治的解決を目的に、被害職員に意に反して謝罪の受け入れ及び発言の撤回を強引に迫った。 本来のハラスメント相談員を意図的に除外し、狭隘な副市長室で複数の上位役職者が囲む状況を作って1時間13分に及ぶ面談を行い、被害職員の就業環境を著しく害した。</p>
<p>該当 とする理由 非該当</p>	<p>令和7年3月21日の言動に対する理由 該当条項：条例第3条第1項第1号前段（品位と名誉を損なう行為の禁止）</p> <p>違反理由：多数の記者や市民が傍聴する議員全員協議会において、ハラスメント被害を申し立てている職員の実名を挙げて弁明したことは、公人として厳格に求められるプライバシー保護の義務に著しく反する。結果として市民による二次加害を誘発し、被害職員に多大な精神的負担を与えた事実は、市議会議員一般及び市議会全体の品位と名誉を損なうものと判断した。</p>

	<p>令和7年4月2日の言動に対する理由 該当条項：条例第3条第1項第7号（ハラスメント・人権侵害の禁止）及び同項第1号前段</p> <p>違反理由：自身の選挙への影響を懸念し、政治的解決を目的に、被害職員の意に反して謝罪の受け入れや発言の撤回を強引に求めた。本来のハラスメント相談員を意図的に除外し、狭隘な副市長室において複数の上位役職者が囲むという心理的圧迫感を与える状況で1時間以上にわたり面談を強行したことは、優越的な関係を背景とした業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であり、職員の就業環境を著しく害するパワーハラスメントに合致すると認定した。</p>
<p>諮問に対する提言等</p>	

2 審査結果（南野信郎議長）

<p>審査結果</p>	<p>政治倫理基準第3条第1項第1号、第7号</p> <p style="text-align: center;"> 該当 ・ 非該当 </p>
<p>該当する事実</p>	<p>令和7年4月2日の副市長室における面談時の言動及び事後対応</p> <p>ハラスメント相談員として被害職員を保護する立場にありながら、事前の副市長からの面談見送り要請を受け入れず、面談を強行した。</p> <p>面談中も林議員による被害職員への発言撤回要求を制止せず、容認した。</p> <p>面談の後、被害職員が自発的に発言を取り消していないにもかかわらず、「被害職員の申し出により」と事実と異なる記載をした対応結果報告書を作成し、議会において全議員に配付した。</p>
<p style="text-align: center;"> 該当 </p> <p style="text-align: center;">とする理由</p> <p style="text-align: center;">非該当</p>	<p>令和7年4月2日の言動及び事後対応に対する理由</p> <p>該当条項：条例第3条第1項第7号（ハラスメント・人権侵害の禁止）及び同項第1号前段</p> <p>違反理由：上長である副市長を経由した謝罪の場の設定は、一職員が事実上拒絶できない優越的關係の利用と認定した。また、被害職員が面会を望まず発言撤回の必要もない中、拒絶困難な状況で1時間以上面談を強行したことは業務上の必要性や相当性を欠くと判断した。さらに面談で謝罪の受入や発言撤回を迫った行為は強い心理的負荷を与え、就業環境を著しく害した。</p>
<p>諮問に対する提言等</p>	

2 審査結果（岩藤睦子副議長）

<p>審査結果</p>	<p>政治倫理基準第3条第1項第1号 該当 ・ 非該当</p>
<p>該当する事実</p>	<p>令和7年4月2日における対応 副市長室での面談当日朝に、被害職員及び前議会事務局長から発言を取り消さない旨の保護を求める要望を受けていたにもかかわらず、同日の面談において、林議員による発言の撤回を迫る言動を制止せず、同席していた議長や副市長の言動も含めて、被害職員が強い心理的負荷を受けている状況を認識していながら、その場で進行を制止するなどの対応をしなかった。</p>
<p>該当 とする理由 非該当</p>	<p>令和7年4月2日における対応に対する理由 被害職員の心理的負荷を認識していながら面談の制止や保護の手続きを欠いたことは、副議長としての職責を十分に果たしたとは評価し難く、その対応には課題が残る。また、対応時における状況判断の観点から、道義的な不備を指摘せざるを得ない。しかしながら、自ら積極的にハラスメントへの加担は認められず、当時の状況下で面談を止める主導権も有していなかった。こうした対応における事実上の困難さを考慮すると、不作為のみを要因として政治倫理基準違反と認定することは困難であり、非該当と判断した。</p>
<p>諮問に対する提言等</p>	

3 関係資料

別紙 長門市議会議員政治倫理審査会の概要等

別紙

長門市議会議員政治倫理審査会の概要等

1 審査会設置の経緯

令和 8 年 3 月 30 日、外部専門家で構成される長門市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会（以下「第三者調査委員会」という。）から、林哲也議員の市職員に対するハラスメント言動、並びに南野信郎議長、岩藤睦子副議長らの対応に関する調査報告書が提出された。さらに、同年 6 月 12 日には長門市議会ハラスメント調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）から調査報告書が提出された。

これら 2 つの報告書の提出を受け、当該報告書において指摘された一連の言動が、長門市議会議員政治倫理条例（平成 18 年長門市条例第 44 号。以下「条例」という。）に規定する政治倫理基準に違反するか否かを審査するため、条例第 6 条第 1 項の規定により長門市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）が設置された。

2 条例第6条第2項の規定により、議長代行(※)から任命を受けた審査会委員

長門市議会議員 重村法弘

長門市議会議員 中平裕二

長門市議会議員 綾城美佳

長門市議会議員 田村大治郎

長門市議会議員 橋本憲治

長門市議会議員 米弥又由

長門市議会議員 尾崎貴夫

※長門市議会議員政治倫理条例

（議長の職務の代行）

第 13 条 議長が審査会の審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときには年長議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

3 審査の概要

【第1回審査会】

令和8年6月16日に開催し、正副会長の互選を行い、会長に田村大治郎委員、副会長に綾城美佳委員を選出した。続いて、審査請求の根拠となった各調査報告書の内容確認及び今後の審査の進め方等について協議した。

【第2回審査会】

令和8年6月19日、審査請求の対象議員である林哲也議員、南野信郎議長、岩藤睦子副議長に対し、弁明の機会を付与し審査会を開催した。会議では、一連の事案に関わる広範な疑義について精査を行い、質疑を実施した。

質疑の内容

- 令和7年2月14日の一般質問に係る基礎調査の際、被害職員への威圧的発言の事実と表現、その必要性及び相当性、調査活動における正当性、並びに被害職員の恐怖心と職場環境への影響について(林議員)
- 令和7年3月21日の議員全員協議会において、公開の場で被害職員の実名を開示した行為の目的及び当該言動が過失であったか意図的なものであったかに関する事実確認について(林議員)
- ハラスメント対応において議会の指針で定められている相談員(前議会事務局長)を、令和7年4月2日の面談などの一連の対応から意図的に除外した理由と事実関係について(林議員、南野議長)
- 謝罪等面談前日の令和7年4月1日、副市長へ合意外の論点(ハラスメント認定の是非等)追加を要求した事象。面談を政治的整理の場へと変質させようとする不適切な介入行為について(林議員)
- 令和7年4月2日の副市長室における1時間以上の面談、並びに副市長を通じた謝罪受け入れ及び発言撤回の要求行為について(林議員、南野議長)
- 令和7年4月2日の副市長室における1時間以上の面談の場に同席しながら制止を行わなかった不作為の事実について(南野議長、岩藤副議長)
- 令和7年4月7日、議員に配付した対応結果報告書において、被害職員が自ら発言の取り消しを申し出ていないにもかかわらず「被害職員の申し出により」と事実と異なる表現で記載して公表しようとしたことに対する不適切性について(南野議長)

- 長門市議会ハラスメントの防止に関する指針(以下「指針」という。)改定の放置について「現在の指針では素人がハラスメントの判断をすることは難しい」と発言しながら、その後1年間にわたり議長として指針改定等の指示を行わなかったことの不適切性について(南野議長)
- 令和8年6月12日に提出された特別委員会の報告内容を揶揄する発言をしたことについての不適切性について(林議員)

【第3回審査会】

令和8年6月23日に会議を開催し、各議員の弁明内容及び質疑に対する回答、並びに事後の言動による名誉及び品位への影響について協議した。

【第4回審査会】

令和8年6月24日に開催し、これまでの精査内容を基に政治倫理基準該当性の最終合議を行った。審査会における議論の結果、認定する政治倫理基準違反の事案を「令和7年3月21日の言動」及び「令和7年4月2日の言動」の2点に絞り込むこととし、その他の初期事案や事後の反省態度、副議長の不作為等については政治倫理基準には違反しないと結論づけ、本報告書の取りまとめを確定した。

【第5回審査会】

令和8年6月25日に会議を開催し、これまでの調査及び議論を踏まえ、報告書を作成した。

4 審査事項に関する審査会の判断

(1)令和7年3月21日の言動について(対象:林哲也議員)

林議員は、地元紙の記者や市民も傍聴している議員全員協議会という公開の場において、ハラスメント被害を訴えている被害職員の実名を挙げて弁明した。本審査会における精査の結果、林議員が実名を口にしたのは、自身の弁明と持論の展開に熱が入るあまり1度だけ無意識に名前を出してしまったものであるという客観的事実が確認された。すなわち、組織的・意図的な攻撃として実名を公表したものではないという側面はある。

しかしながら、ハラスメント事案の処理においては、申出人が申出をしたことにより不利益を被らないようにする等、プライバシーの保護が厳格に求められている(指針3(7)参照)ことは議会運営の前提に属する事項である。これが無意識の不注意であったとしても、公開の場で実名を明かした事実そのものは不適切であると判断される。現に、当該言動ののち、議員全員協議会を傍聴していた一部の市民が被害職員を特定し頻繁に面会を求めようになるなど、具体的な二次加害が誘発されており、被害職員にとって多大な精神的負担となった。

仮に、実名暴露が不注意によるものであったとしても、誘発された二次加害という結果の程度や内容は重大である。市民全体の代表者としての市議会議員や市議会全体の品位と名誉を損なうものとして、条例第3条第1項第1号前段に規定する「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為」に該当すると認められる。よって、当該言動は第1号前段の政治倫理基準に違反すると判断される。

また、第三者調査委員会の調査報告書では、その場に参加した林議員以外の市議会議員について、林議員の発言を制止するなどの対応をとっていない点を挙げ、「(条例第3条第1項)第1号前段違反を検討する余地もある」と記述している。委員会をはじめとする公式かつ公開の場において、個人のプライバシーや人権に配慮すべきという危機意識が、当市議会において不十分である現状は、組織全体の課題として捉える必要がある。

長門市議会は、本件を単なる一議員の失当として済ませることなく、議会全体に課された重い教訓として自らの人権認識を改める必要がある。公人としての自覚を欠いた言動が被害者を追い詰め、議会への信頼を失墜させる要因となることを全議員が自覚し、当市議会に対する戒めとしなければ、長門市議会の自浄作用は機能しないことを肝に銘じるべきである。

(2)令和7年4月2日の言動について(対象:林哲也議員、南野信郎議長)

① パワーハラスメント認定の根拠

林議員及び南野信郎議長の令和7年4月2日の言動は、第三者調査委員会及び長門市議会ハラスメント調査特別委員会の報告書において、パワーハラスメントに該当すると認定された。

まず、優越的な関係を背景とした言動について、被害職員にとって自らの上長である副市長を経由して謝罪の場が設定されたため、一職員にすぎない被害職員が林議員及び南野議長からの要請を事実上拒絶することが困難な状況にあった。また、被害職員1名に対し、実権を有する議長と直属上司である副市長という複数の上位役職者が囲む状況が形成されていた。

次に、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動について、被害職員本人が林議員に対し「正直を言うと、もう会いたくない」と述べている中で、直接面談して謝罪を受けさせる必要性はなく、被害職員の個人的な発言の撤回を迫る必要性も認められない。また、本来ハラスメント相談員であった前議会事務局長を意図的に面談から除外し、狭い副市長室で林議員の対面に座らせて1時間13分に及ぶ面談を行ったことは、被害職員の心身への配慮を欠いており、業務上の必要性・相当性があったとは認められない。二元代表制の観点から見ても市政の精査という性質はなく、正当な議会活動とは認められない。

さらに、労働者の就業環境が害されることについて、面談の内容が謝罪を受け入れるという受動的なものにとどまらず、自らの発言の撤回という能動的な対応を余儀なくされるものであり、心理的負荷は著しく高かった。現に被害職員は、この面談の終了後に職務の継続が困難となり早退し、事案発生から1年以上が経過する現在においても体調不良を訴える事態に至っている。これは、平均的な労働者の感じ方を基準にしても、就業上看過できない程度の支障が生じたと判断される。

② 政治倫理基準違反の当てはめの根拠

上記を踏まえ、林議員及び南野議長の言動は、以下の政治倫理基準に違反すると判断される。

条例第3条第1項第7号(地位を利用して、ハラスメント、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。)については、林議員及び南野議長の4月2日の言動が、パワーハラスメントの3要件を満たす「地位を利用した威圧的な言動や過剰な要求」に該当するため、同号の政治倫理基準に違反するものと認められる。

条例第3条第1項第1号前段については、両名の言動がパワーハラスメントに該当する以上、その行為の程度や内容は重大であると判断される。これは、市民全体の代表者である市議会議員や市議会全体の品位と名誉を損なうものとして、同号前段に違反すると認められる。

個別の悪質性として、林議員は謝罪と発言撤回の場を同日に設定し、自らの選挙前という事情から政治

的解決を目的として、被害職員の意思に反して発言の撤回を迫った。ハラスメント認定に関する一定の政治的整理や解決まで視野に入れて面談を主導したことは、不適切であると判断される。

また、南野議長については、ハラスメント相談員として被害職員を保護する立場にありながら、当該議員とともに副市長を通じて面談を設定、被害職員の意思に反して自らも発言の撤回を促すなどパワーハラスメント行為に関与したことは、条例第 3 条第 1 項第 7 号に違反する。さらに、議長という要職における関与は重大と評価し、同条例第 3 条第 1 項第 1 号前段にも違反すると判断した。

(3)その他の特記事項(対象:林哲也議員、南野信郎議長、岩藤睦子副議長)

① 令和 7 年 2 月 14 日及び同月 18 日の初期言動について

林議員が令和 7 年 2 月 14 日の電話聞き取りにおいて「ガチで行く」「紛糾すると思うよ」「ちゃんとお金を付けばいいんよ」などと発言した行為、並びに同月 18 日の対面協議において「職員がちゃんと仕事していない。市の管理体制に問題がある」「市議会は学芸会と言われている」などと発言し、執行部の職務に対する姿勢に言及した件について精査した。

これらの言動については、弁護士による明確なハラスメント認定や政治倫理基準への具体的な当てはめが示されなかったこと、録音データなどの客観的証拠が存在しないこと、さらに対面協議時における職員側の人数構成といった当時の状況を鑑み、政治倫理基準への違反を認めるには至らなかった。

しかしながら、これら一連の言動が被害職員に対して不適切な圧迫感を与えた事実は否定できない。現に、2 月 14 日の対応以降、被害職員は「電話が鳴るたびに不安を感じる」と述べており、以降の職場環境において看過できない支障が生じている。また、4 月 2 日の面談時において被害職員が「発言を取り消すことでハラスメントがなかったことにされるのではないかという不安がある」「たとえ発言を取り消したとしても自身が感じた恐怖はなかったことにすることはできない」と勇気を出し吐露した心情も、初期の威圧的な対応が一因となっていると考えられる。

このように、本審査会が基準違反を見送った初期の言動が、被害職員の心身に重大な影響を及ぼした事実は明白である。林議員による日常の調査活動としての正当性は一定程度認められるものの、市側が非開示の方針を決定し、被害職員がそれに従っている状況下において、「俺に言わせるのか」「脅しじゃないよ」といった対等な関係を前提としない表現を用いる必要性は認められず、業務上の相当性があつたと評価し難い。加えて、一連の発言態度を「厳しい指導や正当な調査活動」であると自ら正当化する姿勢は、公人としての倫理観を欠いていると判断せざるを得ない。

②令和 7 年 3 月 21 日全員協議会前における対応ラインの変更等について(対象:林哲也議員、南野信郎議長)

林議員が主導し、南野議長を伴って副市長室を訪問し、前議会事務局長を同行させることなく謝罪の場の設定や発言取り消しの交渉を行った行為、並びに指針で定められた相談員(前議会事務局長)を「コミュニケーションの不全」という理由により対応ラインから意図的に除外した事実を検証した。

これらの行動については、具体的な外形的証拠を欠くことなどから、直ちに政治倫理基準違反とは認定されなかった。しかしながら、議会内で発生したハラスメント事案を議会組織として適正に対処しようとせず、非公式に個人間で解決を図ろうとした運営態度は不適切である。自己の保身を目的として議会が定めたハラスメント指針のルールを逸脱し、制度の形骸化を招いた両名による一連の対応は、著しく不適切であると判断せざるを得ない。

③岩藤睦子副議長の同席時における対応について(対象:岩藤睦子副議長)

岩藤副議長が、令和 7 年 4 月 2 日の面談前に、前議会事務局長及び被害職員から「守ってほしい」「発言を取り消したくない」という明確な保護の要請を事前に直接受けていながら、同日の面談において林議員による発言の撤回を迫る言動を制止せず、同席していた事実を精査した。その対応については、急遽同席を求められた背景や、議長による面談設定手続きの全容を事前に把握する立場になかったこと、また自ら積極的に発言の撤回を迫るような能動的関与が認められないことから、不作為によって就業環境の悪化を直接招いたとは評価し難く、政治倫理基準には違反しないと判断した。

しかしながら、保護を求める被害職員の要望を事前に認識していながら、複数の上位役職者に囲まれた職員を前にして適切に介入しなかった事実は、副議長としての職責を十分に果たしたとは評価し難い。事後に被害職員に対し謝罪の意を伝えている点は情状として勘案されるものの、対応時に求められた保護責任を果たさなかった行為に対しては、深く反省を求めるものである。

④令和 7 年 4 月 2 日の謝罪面談以降における事後の対応姿勢について(対象:林哲也議員)

林議員が、令和 7 年 4 月 2 日の面談終了直後である翌 3 日に、所属政党の地方政治紙において自己を正当化する記事を掲載した行為、並びに長門市議会ハラスメント調査特別委員会の報告書提出直後のマスコミ取材に対し、仮に報告書を閲覧する前であったとしても、政治倫理審査会が設置され結論を待つ状況下において進退については「考えていない」と発言した事実、さらに他議員による調査報告書への意図的な関与を主張した事実や、職務を離れた場における被害職員への言及について検証した。

これらの非公式な場における事後の言動については、出処進退が議員個人の裁量に属することや法的リスクを踏まえ、直ちに独立した政治倫理基準違反として認定することは見送った。

しかしながら、議会の正規の手続きを経て出された特別委員会の調査結果に対し、批判的な言動を行ったことは、後日に議場での謝罪はなされたものの、疑惑を持たれた者が自ら調査に協力すべきとする条例の基本理念に背を向けるものである。これは、本会議等におけるこれまでの謝罪の真摯性に疑問を抱かせる結果となっている。さらに、公式の場と非公式の場における乖離した言動が市組織内に伝わることにより、職員側に新たな心理的負担や不信感を生じさせ、被害職員の心身の安全に影響を与えている事実は深刻である。市議会に対する一連の対応姿勢は、再発防止や議会への信頼回復の観点から著しく不適切であると判断せざるを得ない。

5 審査の総括及び今後の議会のあり方について

本審査会は、提出された資料、関係者からの聞き取り及びその他の証拠を総合的に検討した。その結果、一部の言動については政治倫理基準違反と認定するまでの事実や客観的証拠(録音データ等)を確認することはできず、直ちに条例違反との結論には至らなかった。しかしながら、この事実は林議員の一連の言動に問題がなかったことを意味するものではない。

また、本件の一部が条例違反と認定されなかったのは、あくまで証拠上その要件を満たすと判断するに至らなかったためであり、直接的な証拠が存在しなければ、いかなる言動も問題とされないという解釈はなされるべきではない。審査の過程においても、林議員からは自己の言動によって被害職員が受けた心理的影響について真摯に向き合う姿勢や、十分な省察に基づく反省が示されたとは認め難く、公人としての対応として課題が残る結果となった。

現に林議員は、「被害職員は、まだ加害者を許すという感情になっていないと思う」と述べ、その理由として、被害職員が申し立てた令和7年2月14日及び同月18日の対応について、第三者調査委員会がパワーハラスメントには該当しないと判断したため、被害職員はなぜ自身の申し立てが認められないのかと思っていらっしゃるのではないかと、だから今もコミュニケーションが取れていない、との認識を示している。

しかし、この認識は事実と異なる。被害職員が現在も林議員の対応を受け入れ難い主な要因は、4月2日の事案をはじめとする一連の経緯にある。林議員は公式には謝罪の意を示しているものの、その一方で、4月2日以降においても、被害職員に対する不満を周囲に述べるなど、真摯に反省しているとは受け止め難い言動が続いており、その状況が被害職員側にも伝わっている。

このような経緯から、被害職員が林議員に対して不信感を生じさせ、事態が継続しているのであって、その要因を第三者調査委員会の判断のみに帰結させる林議員の認識は、実態を正確に反映したものではない。

さらに、被害職員の心身の安全が保護されていない実態についても正確に把握する必要がある。被害職員は、管理職としての職責上、表面上は業務を維持せざるを得なかった事実が記録されている。こうした責任感から職務を継続していた被害職員に対し、「休職していない」「業務は継続していた」という外形的な事象のみを捉えて就業環境が害されていないと評価することは適切ではない。職責を全うしようとする職員の忍耐や責任感に依存し、心身の健康が著しく損なわれている状況を容認または矮小化するような認識は、ハラスメント防止を掲げる議会組織として著しく不当であると判断せざるを得ない。

議員は市民から負託を受けた公人であり、その言動は重い意味を持つ。とりわけ行政職員に対しては、その立場や影響力を自覚し、相手の人格と尊厳に配慮した対応が求められる。行政職員は、市民のために職務を遂行する公務員であり、議員と対立する存在ではない。本来、議員と職員は、それぞれの立場から市民福祉の向上という共通の目的に向かい、互いを尊重しながら市政を支えるべき存在である。本件によりその関係が損なわれ、職員及び市民の議会に対する信頼を揺るがす結果を招いたことは否定できない。

しかしながら、本件において両者の信頼関係に重大な支障を来した主たる要因は、単に一議員による威圧的な言動にとどまらない。ハラスメント事案として正規の相談窓口による対応が開始されたのち、加害者側の事情や選挙への影響を懸念した非公式な政治的解決の圧力によって、本来被害職員を保護すべき立場にある議長までもが同調し、議会が定めた指針を逸脱して個人の面談を実施した事実である。さらに、事後において被害職員が自発的に発言を取り消していないにもかかわらず、事実と異なる「対応結果報告書」を作成して全議員に配付するという対応は、行政組織全体に対し、議会の自浄作用や職員を保護する仕組みへの深刻な不信感を生じさせる結果となった。このように、組織としてのガバナンスと倫理観を欠いた一連の運営態度は、二元代表制を構成する職員と議会との信頼関係を大きく損なう要因である。その結果、職員と市民の議会に対する信頼を揺るがす事態を招いたことは否定できない。

議員に求められる資質とは、法令や条例を遵守することにとどまらない。自らの言動が相手に与える影響を自覚し、その結果に責任を持つことであり、市民から託された信頼に応える高い倫理観と品位を保持することである。本件は、倫理観、品位、社会的規範及び他者への敬意という観点から、看過することのできない事案である。審査会は、本件が市民の議会に対する信頼を損なった事実を重く受け止め、議会として厳正な対応が必要であると考えます。

今後の市議会のあり方としては、第一に、全議員がハラスメント防止に関する指針を十分に理解し、遵守し、個人のプライバシーや人権に対する危機意識を刷新しなければならない。第二に、制度の形骸化を防ぐため、ハラスメント相談体制や対応ラインの透明性を確保し、例外的な運用を排除する仕組みの再構築が必要である。第三に、本審査会において基準適用の障壁となった政治倫理条例の構造上の課題について、制度の改革が必要である。長門市議会議員政治倫理条例は、弁護士の指摘通り、立法趣旨が必ずしも明確ではなく、逐条解説等も整備されていない。このため、弁護士の調査結果とは異なる政治倫理上の当てはめや判断をするに当たっては、本審査会として判断が極めて困難な状況となった。今後は今回の審査結果を踏まえ、条例を改正するとともに、条例の客観的な解釈及び適正な運用の指針となる逐条解説を早急に整備する必要がある。さらに、同条例には政治倫理基準違反が認められた場合の措置に関する規定が欠落しており、具体的な措置内容も定められていない。今後、条例違反が認められた事案に対して公平かつ適正な運用を図るためには、当該条例に必要な措置条項を新設し、科すべき具体的な措置を明確に規定しておくことが不可欠である。

本件を単なる一議員の失当、あるいは過去の事案として風化させることなく、議会全体に課された教訓として共有し、自浄作用を機能させる不断の取り組みを行うことこそが、市民の信頼を回復するための唯一の手立てである。